

# 沖縄県漁港漁場関係工事共通仕様書

令和5年4月



沖縄県農林水産部 漁港漁場課



## 総目次

1. 沖縄県漁港漁場関係工事共通仕様書 . . . . . 1-1
2. 沖縄県浮魚礁共通仕様書 . . . . . 2-1
3. 附属資料 . . . . . 3-1



# 漁港漁場関係工事共通仕様書



# 目 次

## 第 1 編 共通編

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 節 総 則

|        |                        |      |
|--------|------------------------|------|
| 1-1-1  | 適用                     | 1-1  |
| 1-1-2  | 用語の定義                  | 1-1  |
| 1-1-3  | 設計図書の照査等               | 1-5  |
| 1-1-4  | 請負代金内訳書及び工程表の提出        | 1-5  |
| 1-1-5  | 施工計画書                  | 1-5  |
| 1-1-6  | 工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録  | 1-6  |
| 1-1-7  | 監督職員                   | 1-7  |
| 1-1-8  | 工事用地等の使用               | 1-7  |
| 1-1-9  | 工事の着手                  | 1-7  |
| 1-1-10 | 工事の下請負                 | 1-7  |
| 1-1-11 | 施工体制台帳の作成              | 1-8  |
| 1-1-12 | 施工体系図の作成               | 1-8  |
| 1-1-13 | 技術者の確認                 | 1-8  |
| 1-1-14 | 受注者相互の協力               | 1-9  |
| 1-1-15 | 調査・試験等                 | 1-9  |
| 1-1-16 | 工事の一時中止                | 1-10 |
| 1-1-17 | 設計図書の変更                | 1-11 |
| 1-1-18 | 工期変更                   | 1-11 |
| 1-1-19 | 支給材料及び貸与物件             | 1-11 |
| 1-1-20 | 現場発生品                  | 1-12 |
| 1-1-21 | 工事材料の品質                | 1-12 |
| 1-1-22 | 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会 | 1-12 |
| 1-1-23 | 工事完成図書                 | 1-13 |
| 1-1-24 | 工事完成検査                 | 1-14 |
| 1-1-25 | 既済部分検査等                | 1-15 |
| 1-1-26 | 部分使用                   | 1-16 |
| 1-1-27 | 履行部分                   | 1-16 |
| 1-1-28 | 工事関係者に対する措置請求          | 1-16 |
| 1-1-29 | 文化財の保護                 | 1-16 |
| 1-1-30 | 諸法令、諸条例の遵守             | 1-17 |

|            |                        |      |
|------------|------------------------|------|
| 1-1-31     | 官公庁等への手続き等             | 1-19 |
| 1-1-32     | 第三者への説明等               | 1-20 |
| 1-1-33     | 施工時期及び施工時間の変更          | 1-20 |
| 1-1-34     | 工事の測量                  | 1-20 |
| 1-1-35     | 提出書類                   | 1-21 |
| 1-1-36     | 損 害                    | 1-21 |
| 1-1-37     | 工事目的物の著作権              | 1-22 |
| 1-1-38     | 保険の付保及び事故の補償           | 1-22 |
| 1-1-39     | 臨機の措置                  | 1-23 |
| 1-1-40     | 木材利用                   | 1-23 |
| 1-1-41     | 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置等 | 1-23 |
| 1-1-42     | 新技術活用                  | 1-24 |
| 1-1-43     | 情報管理体制                 | 1-24 |
| 第 2 節 施工管理 |                        |      |
| 1-2-1      | 適 用                    | 1-25 |
| 1-2-2      | 現場管理                   | 1-25 |
| 1-2-3      | 主任技術者(監理技術者)           | 1-29 |
| 1-2-4      | 施工環境監理者                | 1-29 |
| 1-2-5      | 工程管理                   | 1-29 |
| 1-2-6      | 品質管理                   | 1-30 |
| 1-2-7      | 出来形管理                  | 1-30 |
| 1-2-8      | 写真管理                   | 1-30 |
| 1-2-9      | 環境保全                   | 1-32 |
| 1-2-10     | 建物副産物                  | 1-33 |
| 1-2-11     | 創意工夫                   | 1-34 |
| 1-2-12     | 測量・調査                  | 1-34 |
| 1-2-13     | 潜水作業従事者                | 1-34 |
| 1-2-14     | 海上起重作業船団の船団長           | 1-34 |
| 1-2-15     | 現場技術員                  | 1-34 |
| 第 3 節 安全管理 |                        |      |
| 1-3-1      | 適 用                    | 1-34 |
| 1-3-2      | 異常現象等への対応              | 1-36 |
| 1-3-3      | 安全教育及び安全訓練等の実施         | 1-36 |
| 1-3-4      | 工事現場における連絡体制等          | 1-37 |
| 1-3-5      | 火薬類の使用及び火災の防止          | 1-37 |
| 1-3-6      | 事故災害報告                 | 1-37 |
| 1-3-7      | 鯨等に対する安全対策             | 1-37 |

## 第1編 共通編

### 第1章 総 則

#### 第1節 総 則

##### 1-1-1 適 用

1. 沖縄県漁港漁場関係工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、沖縄県農林水産部所管の漁港、漁場及び漁港海岸の工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「沖縄県農林水産部工事監督要領」及び「沖縄県農林水産部工事検査要領」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査・既済部分検査等）にあたっては、沖縄県財務規則（令和4年3月改正沖縄県財務規則第61号）（以下、「財務規則」という。）第112条、第113条、第114条及び第115条に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約書に添付されている図面、特記仕様書（工事数量総括表を含む）、現場説明書（入札説明書を含む）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. SI単位  
設計図書は、SI単位を使用するものとする。なお、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

##### 1-1-2 用語の定義

1. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書を総称していう。
2. 「設計図書」とは、契約書第1条第1項に規定された別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、工事数量総括表は特記仕様書の一部、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、それぞれ設計図書に含まれるものとする。
3. 「図面」とは、入札に際して発注者が契約書に添付した設計図等をいう。図面には、当該工事現場の場所、工事目的物の形状及び寸法、工事材料の規格等が定

- められている。なお、契約後、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
4. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。また、これらに明記されている適用すべき諸基準を含むものとする。
  5. 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
  6. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該工事について、工事名、工事概要、工事場所、工期、管理用基準、適用する共通仕様書、制約条件、工種及びその設計数量、技術的要求、施工内容等を定めた図書をいう。なお、契約後、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれるものとする。
  7. 「現場説明書」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該工事の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。
  8. 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。
  9. 「工事数量総括表」とは、特記仕様書の一部として、工事施工に関する工種、数量及び規格を示した書類をいう。
  10. 「入札説明書」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
  11. 「監督職員」とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその官職及び氏名を受注者に通知した者をいい、主任監督員、及び現場監督員を総称していう。
  12. 「主任監督員」とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議（軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、施工状況検査、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（財務規則第2条第7号に規定する契約担当者をいう。）への報告を行う者をいう。また、土木工事にあつては現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
  13. 「現場監督員」とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管

理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。また、土木工事における現場監督員は施工状況検査を行う。なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、土木工事にあつては主任監督員への報告を行う者をいう。

14. 「検査職員」とは、契約書第32条、第38条、第39条の規定に基づき工事検査を行うため、発注者が選任した者をいう。
15. 「現場技術員」とは監督職員の補助業務を行うため、発注者が選任した者をいう。ただし、現場技術員は工事請負契約書第9条に規定する監督職員では無く、指示、承諾、協議及び確認の適否を行う権限は有しない。
16. 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
17. 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る事項について、書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
19. 「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者の間で、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。
20. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を書面で示し、実施させることをいう。
21. 「協議」とは、契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者が書面により契約履行上必要な事項を対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
22. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が書面で同意することをいう。
23. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
24. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
25. 「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督職員又は現場技術員が現場に臨場し、内容を確認することをいう。
26. 「施工状況検査」とは、契約書第9条第2項第3号の「工事の施工状況の検査」をいい、監督職員が、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者を臨場させ、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の確認をすることをいう。
27. 「材料検査」とは、契約書第9条第2項第3号の「工事材料の試験若しくは検査」をいい、監督職員が、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が

指定する者を臨場させ、受注者の材料の品質を証明する資料に基づき、監督職員が工事材料の試験又は検査を行うことをいう。

28. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づき給付の完了の確認を行うことをいう。
29. 「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。別に様式の定めがある場合は、それによるものとする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えなければならない。
30. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
31. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
32. 「工事着手日」とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計または工場製作含む工事にあってはそれを含む。）の初日をいう。
33. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
34. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
35. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
36. 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき措置をいう。
38. 「JIS」とは、日本工業規格をいう。
39. 「SI」とは、国際単位系をいう。
40. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。
41. 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中で、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。
3. 受注者は、この契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

### 1-1-4 請負代金内訳書及び工程表の提出

受注者は、契約書第3条に従って「請負代金内訳書」及び「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

### 1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は、追記しなければならない。ただし、緊急工事又は簡易な工事等は監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要船舶機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 環境対策（施工環境監理に関する事を含む）
- (11) 現場作業環境の整備

(12) 再生資源の活用の促進と建設副産物の適正処理方法

(13) その他

2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合は、監督職員の承諾を得て提出を省略することができるものとする。
3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員から指示された事項があった場合は詳細に記載した施工計画書を、指示された時まで提出しなければならない。

#### 1-1-6 工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録

1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員宛に送信し、作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
2. 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。
  - (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。
  - (2) 受注者は（1）によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。
  - (3) 「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

### 1-1-7 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。
2. 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日、書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### 1-1-8 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良な管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。
2. 受注者は、設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。  
この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）等をいう。
3. 受注者は、自らの都合により工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、本条第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、受注者が本条第1項に規定した工事用地等の復旧の義務を履行しない場合、受注者の費用負担で発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は、受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

### 1-1-9 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める契約日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める契約日以降45日以内とするものとする。

### 1-1-10 工事の下請負

受注者は、契約書第6条に基づき当該工事を下請負に付する場合、下請負者の工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整しなければならない。また、下請負

者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 沖縄県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと

(2) 当該下請負工事の施工能力を有すること

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

#### 1-1-11 施工体制台帳の作成

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、建設業法施行規則第14条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

2. 受注者は、発注者から前項により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。

#### 1-1-12 施工体系図の作成

受注者は、建設業法施行規則第14条の6に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。なお、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

#### 1-1-13 技術者の確認

受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）、施工環境監理者及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。なお、名札の作成にあたっては、以下に示す様式を参照のこと。（管理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定するものをいう。）

名 札 (参 考)

|   |   |
|---|---|
| 監理(主任)技術者、監理技術者補佐   |   |
|   | 氏 名      ○○ ○○  |
|   | 工事名      ○○工事   |
|   | 工 期      自○○年○○月○○日<br>至○○年○○月○○日   |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 写 真<br/>2cm×3cm<br/>程 度             </div> | 会 社      ◇◇建設株式会社   |
|   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 印             </div> |

1-1-14 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-15 調査・試験等

1. 一般事項

- (1) 受注者は、工事現場で独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。
- (2) 発注者は、工事現場で自ら又は発注者が指定する第三者が調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に受注者に通知するものとする。この場合、受注者は、発注者が行う調査・試験等に協力しなければならない。

2. 低入札価格調査

受注者は、当該工事が沖縄県農林水産部低入札価格調査制度要領の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (2) 受注者は、施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。

3. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった

場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 4. 施工実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

#### 1-1-16 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合、受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による工事の中断については、第1編1-1-39臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
  - (1) 契約書第16条に規定する工事用地等が確保されない場合
  - (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
  - (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
  - (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事続行が不適當又は不可能となった場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
3. 発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的な協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要が生じた場合

は、受注者と協議を行い、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

4. 受注者は、前3項により施工を一時中止する場合、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を適切に保全しなければならない。

#### 1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-18 工期変更

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、発注者と受注者の協議の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。受注者は、工期変更協議の対象であると確認された場合、確認された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期延長申請書を発注者に提出しなければならない。

#### 1-1-19 支給材料及び貸与物件

1. 受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。
5. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
6. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。
7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾

を得なければならない。

8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

#### 1-1-20 現場発生品

1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
2. 受注者は、本条第1項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
3. 受注者は、本条第1、2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

#### 1-1-21 工事材料の品質

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担で整備、保管し、監督職員から請求があった場合、遅滞なく提出しなければならない。また、受注者は、検査時にその資料を提出しなければならない。

なお、設計図書で事前に監督職員の検査（確認を含む。）を受けるものと記載された材料の使用にあたっては、事前にその外観及び品質証明書等の資料を監督職員に提出し、検査（確認を含む。）を受けなければならない。

#### 1-1-22 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会

1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。
2. 監督職員は、工事が契約図書どおりに行われているかを確認するため、必要に応じ工事現場又は製作工場に立ち入り、立会又は資料の提出を請求できるものとする。なお、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 施工状況検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
  - (1) 受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定める事項について、監督職員による施工状況検査を受けなければならない。
  - (2) 受注者は、設計図書に定める監督職員の施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質等の確認を行い、その結果を整理し監督職員に提出しなければならない。

- (3) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行うものとする。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。
- (4) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を書類確認とすることができる。この場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出しなければならない。
4. 監督職員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。なお、監督職員が製作工場で検査及び立会を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は、受注者が負担しなければならない。
5. 監督職員による検査及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
6. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

### 1-1-23 工事完成図書

受注者は、工事完成図書として次に定める書類を工事完成時に提出しなければならない。

#### 1. 工事完成図書

- (1) 施工計画書
- (2) 工事打合せ簿
- (3) 工事履行報告書
- (4) 工程管理資料
- (5) 品質管理資料
- (6) 出来形管理資料
- (7) 写真管理資料
- (8) 施工状況検査資料
- (9) 工事完成図面
- (10) その他本共通仕様書によるほか沖縄県の定めた要領によるもの

#### 2. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を紙の成果品及び電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。なお、紙の成果品は、製本したものを2部提出することとする。

### 3. 電子納品

- (1) 受注者は、工事写真、工事完成図を「漁場工事完成図書の電子納品要領（案）【水産庁漁港漁場整備部】」に基づいて電子データで作成し、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子化図面データの作成要領（案）【水産庁漁港漁場整備部】」及び「電子化写真データの作成要領（案）【水産庁漁港漁場整備部】」を参考にし、監督職員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、監督職員と協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は前項以外の要領等を準用する場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 受注者は、電子データが各要領等に沿って作成されていることを最新の市販ソフトまたは「電子納品チェックシステム（国土交通省版）」等を利用してチェックを行い、その結果を監督職員に提出し、承諾を得ること。
- (4) 受注者は、監督職員の承諾をえた電子データについて、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体（CD-R又はDVD-R）を2部提出しなければならない。

### 4. 地質調査の電子成果品等

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」（水産庁漁港漁場部）の第3編土質調査業務 第1章土質調査業務 第1節土質調査 1-1-1-2成果に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

#### 1-1-24 工事完成検査

1. 受注者は、契約書第32条の規定に基づき工事完成検査を受ける場合、工事完成通知書を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書を発注者に提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
  - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事は、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 発注者は、工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況の書類、記録、写真等
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
6. 検査職員が、修補の指示を出した場合、修補の完了の確認は監督職員が行うものとする。
7. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者へ通知するものとする。
8. 本条第6項により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。
9. 受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-22、4.の規定を準用するものとする。

#### 1-1-25 既済部分検査等

##### 1. 既済部分検査

- (1) 受注者は、契約書第38条に規定する「出来形部分等」の検査を受ける場合、契約書第32条1～3項の規定を準用する。この場合、「工事」とあるのは「既済部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「既済部分に係る出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料」と読み替えるものとする。
- (2) 発注者は、既済部分検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (3) 既済部分の検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - ① 工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - ② 出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等
- (4) 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-22、4.の規定を準用するものとする。

##### 2. 指定部分検査

- (1) 受注者は、契約書第39条に規定する「指定部分」の検査を受ける場合は、契約書第32条の規定を準用する。

(2) 受注者は、契約書第39条の規定に基づき「指定部分完成検査」を受ける場合は、第1編1-1-24工事完成検査を準用するものとし、この場合について、「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と読み替えるものとする。

### 3. 中間前払い

受注者は、契約書第35条3項に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定請求書を発注者に提出し、内容の確認を受けなければならない。

#### 1-1-26 部分使用

1. 発注者は、受注者の承諾を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けなければならない。

#### 1-1-27 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、前月までの履行状況を工事状況写真等を添えて、監督職員の指示する様式に従い。翌月の5日までに監督職員に提出しなければならない。

#### 1-1-28 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が当該工事の運営・取締り及び工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 1-1-29 文化財の保護

1. 受注者は、工事施工中、文化財の保護に努めなければならない。
2. 受注者は、工事施工中に文化財を発見した場合、直ちにその保全に必要な範囲の工事を中止しなければならない。また、受注者は、監督職員にその旨を通知し、その指示に従わなければならない。

3. 工事施工中、発見された文化財の発見者としての権利は、発注者が保有するものとする。

### 1-1-30 諸法令、諸条例の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図るものとする。また、諸法令、諸条例の適用及びその運用は自らの負担で行うものとする。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- |                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| (1) 会計法                       | (昭和22年法律第 35号)  |
| (2) 建設業法                      | (昭和24年法律第 100号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法              | (昭和31年法律第 120号) |
| (4) 労働基準法                     | (昭和22年法律第 49号)  |
| (5) 労働安全衛生法                   | (昭和47年法律第 57号)  |
| (6) 作業環境測定法                   | (昭和50年法律第 28号)  |
| (7) じん肺法                      | (昭和35年法律第 30号)  |
| (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律        | (昭和51年法律第 33号)  |
| (9) 出入国管理及び難民認定法              | (昭和26年法律第 319号) |
| (10) 国際航行船舶及び国際港湾施設の保安等に関する法律 | (平成16年法律第 31号)  |
| (11) 道路法                      | (昭和27年法律第 180号) |
| (12) 道路交通法                    | (昭和35年法律第 105号) |
| (13) 道路運送法                    | (昭和26年法律第 183号) |
| (14) 道路運送車両法                  | (昭和26年法律第 185号) |
| (15) 砂防法                      | (明治30年法律第 29号)  |
| (16) 地すべり等防止法                 | (昭和33年法律第 30号)  |
| (17) 河川法                      | (昭和39年法律第 167号) |
| (18) 海岸法                      | (昭和31年法律第 101号) |
| (19) 港湾法                      | (昭和25年法律第 218号) |
| (20) 港則法                      | (昭和23年法律第 174号) |
| (21) 水路業務法                    | (昭和25年法律第 102号) |
| (22) 漁港漁場整備法                  | (昭和25年法律第 137号) |
| (23) 下水道法                     | (昭和33年法律第 79号)  |
| (24) 航空法                      | (昭和27年法律第 231号) |
| (25) 公有水面埋立法                  | (大正10年法律第 57号)  |
| (26) 軌道法                      | (大正10年法律第 76号)  |
| (27) 森林法                      | (昭和26年法律第 249号) |

- (28) 環境基本法 (平成5年法律第91号)
- (29) 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)
- (30) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- (31) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- (32) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- (33) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- (34) 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- (35) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- (36) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)
- (37) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
- (38) 砂利採取法 (昭和43年法律第74号)
- (39) 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
- (40) 消防法 (昭和23年法律第186号)
- (41) 測量法 (昭和24年法律第188号)
- (42) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- (43) 海上交通安全法 (昭和47年法律第115号)
- (44) 海上衝突予防法 (昭和52年法律第62号)
- (45) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)
- (46) 船員法 (昭和22年法律第100号)
- (47) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年法律第149号)
- (48) 船舶安全法 (昭和8年法律第11号)
- (49) 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)
- (50) 自然公園法 (昭和32年法律第161号)
- (51) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)
- (52) 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)
- (53) 健康保険法 (昭和11年法律第70号)
- (54) 中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号)
- (55) 都市公園法 (昭和31年法律第79号)
- (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
(平成12年法律第100号)
- (57) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
(平成12年法律第104号)
- (58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
(平成12年法律第127号)
- (59) 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)

- (60) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第 18号)
- (61) 航路標識法 (昭和24年法律第 99号)
- (62) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第51号)
- (63) 漁業法 (昭和24年法律267号)
- (64) 技術士法 (昭和58年法律25号)
- (65) 計量法 (平成 4年法律51号)
- (66) 空港法 (昭和34年法律80号)
- (67) 厚生年金保険法 (昭和29年法律115号)
- (68) 最低賃金法 (昭和34年法律137号)
- (69) 職業安定法 (昭和22年法律141号)
- (70) 所得税法 (昭和40年法律33号)
- (71) 水産資源保護法 (昭和26年法律313号)
- (72) 船員保険法 (昭和14年法律73号)
- (73) 特許法 (昭和34年法律121号)
- (74) 電波法 (昭和25年法律131号)
- (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法  
(昭和42年法律131号)
- (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律84号)
- (77) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律303号)
- (78) 警備業法 (昭和47年法律117号)
- (79) 行政機関の保有する個人情報に関する法律  
(平成15年法律 58号)
- (80) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成18年法律 91号)
- (81) 都市計画法 (昭和43年法律100号)
- (82) 著作権法 (昭和45年法律 48号)
- (83) 沖縄県財務規則 (令和4年3月改正 沖縄県規則第24号)
2. 受注者は、諸法令、諸条例を遵守するものとし、これらに抵触した場合の責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが本条第1項の諸法令、諸条例に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

### 1-1-31 官公庁等への手続き等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなけ

ればならない。

2. 受注者は、工事の施工に係る諸法令、諸条例に基づき、官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で工事の施工に支障のないように手続きを行わなければならない。なお、受注者は、手続きに先立ちその届出書類等の写しを事前に監督職員に提出するものとし、許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その対応方法等に関して協議しなければならない。

#### 1-1-32 第三者への説明等

1. 受注者は、工事施工中に地域住民等との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意をもってその解決にあたらなければならない。
3. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものにつき自らの責任で行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前通知のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
4. 受注者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業期間など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。
5. 受注者は、本条第1～3項の交渉等の内容を、後日、紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておき、その状況を随時監督職員に通知し、指示があればそれに従わなければならない。

#### 1-1-33 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、特記仕様書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

#### 1-1-34 工事の測量

1. 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、又は監督職員

の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督職員に提出しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と相違する場合、その旨を監督職員に通知し、その指示を受けなければならない。

2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に通知し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている管理用基準面を基準として行うものとする。

### 1-1-35 提出書類

受注者は、提出書類を工事請負契約及び本共通仕様書等で定める様式に基づき、監督職員等に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員等の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。

### 1-1-36 損 害

1. 受注者は、契約書第28条、第29条及び第30条に規定する損害が発生した場合には、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知しなければならない。
2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となる観測データは、公共機関又は公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。

#### (1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

#### (2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

#### (3) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
- ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

- (4) 河川沿いの施設にあっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水に

より発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪、竜巻に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

### 1-1-37 工事目的物の著作権

1. 工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができるものとする。
2. 受注者は、業務遂行により発明又は考案したときには、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

### 1-1-38 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. 受注者は、樹木又は地被植物（芝類・笹類）を植栽する場合、植樹保険を付保しなければならない。ただし、移植工事、根廻し工事、種子吹付工等種子の使用による緑化工事は除くものとする。
4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
5. 受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステム

の活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

7. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

#### 1-1-39 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に通知しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

#### 1-1-40 木材利用

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進等に留意しなければならない。また、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、重点的に調達を推進すべき環境物品等として定められている間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性が証明された木材の使用を積極的に推進するものとする。

#### 1-1-41 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置等

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

### 1-1-42 新技術活用

1. 受注者は、施工に先立ち、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、有用と思われる新技術等の提案がある場合には、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（以下、実施要領）、に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うことができる。
2. 受注者は、NETIS登録技術を含む技術提案により受注した場合は受注者の負担により、実施要領等に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うこと。
3. 新技術の施工にあたっては、本共通仕様書によるほか「新技術情報提供システム（NETIS）URL <https://www.netis.mlit.go.jp>」に掲載されているNETIS（申請情報等）に留意するものとする。
4. 新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し、協議を行うものとする。
5. 本工事によって知り得た当該新技術に係わる情報は、監督職員の許可無く公表してはならない。

### 1-1-43 情報管理体制

1. 受注者は、本工事で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を提出し、再度発注者の同意（情報管理体制の変更同意について）を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本工事で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該工事の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
  - ・本工事で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する施工体制を有していること。
  - ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本工事で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
2. 本工事で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。
  3. 工事施工完了後における本工事で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

## 第2節 施工管理

### 1-2-1 適用

1. 受注者は、施工計画書に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう施工管理を行わなければならない。
2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。
  - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
  - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
  - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

### 1-2-2 現場管理

1. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。なお、標識板の作成にあたっては、以下に示す様式を参照のこと。

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| <b>ご協力をお願いします</b>  |                                     |
| ○ ○ ○ ○ ○ ○        | <b>を</b>                            |
| <b>なおしています</b>     |                                     |
| 令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日まで |                                     |
| 時間帯                | ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○                   |
| <b>○ ○ ○ ○ 工事</b>  |                                     |
| 工事名                | ○ ○ 通港 ○ ○ ○ 工事                     |
| 契約工期               | 令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ 令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日 |
| 当初請負額              | ○ ○ ○ ○ 万円                          |
| 発注者                | 沖縄県 農林水産部<br>○ ○ 農林土木事務所 ○ ○ 班      |
|                    | 電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○          |
| 受注者                | ○ ○ 建設株式会社                          |
|                    | 電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○          |

2. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について（平成6年4月20日付け建設経済局長、道路局長通達）」に従うものとする。

3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」(以下「オフロード法」という。)に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術

の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から写真を求められた場合、提示しなければならない。

| 機 械   | 備 考   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタショベル（車輪式）</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機（可搬式）</li> <li>・空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・油圧ユニット</li> </ul> <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式銅管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul> | <p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフロード法基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの</li> <li>・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</li> </ul>  |   |

4. 受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

5. 受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の

指定に関する規程（平成9年7月31日付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。

6. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。  
また、工事完成後は、受注者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等を速やかに撤去し現場を清掃しなければならない。ただし、工事検査に必要な足場、安全ネット等は、監督職員の指示に従い存置し、検査終了後、速やかに撤去するものとする。
7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。
8. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
9. 受注者は、作業員の労働条件、労働衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
10. 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。
11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47号の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。  
なお、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について

- ① 施工計画書に一般制限値を超える車両等を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）

なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。

③ 通行許可証の写し

④ 車両通行記録針（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）

なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とする。

12. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業船、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

なお、実施にあたっては、事前に監督職員に計画書を作成し提出しなければならない。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

### 1-2-3 主任技術者（監理技術者）

受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置しなければならない。なお、主任技術者（監理技術者）が専任の場合、現場施工において契約工期内に専任を要しない期間は以下のとおりとする。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

(2) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後方付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、工期末日の翌日以降に工事完成検査を行う場合の専任期間は、工期末日までとする。

### 1-2-4 施工環境監理者

1. 受注者は設計図書の定めにより、「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領（平成15年2月12日付け14水港第2845号）」に基づき施工環境監理者を配置するものとする。

2. 受注者は、施工環境監理者を定めて、その氏名その他必要な事項を別紙「施工環境監理者通知書」により、発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

### 1-2-5 工程管理

受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとし、監督職員から要求があった場合は、実施工程表を提出しなければならない。

### 1-2-6 品質管理

1. 工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は、設計図書及び「漁港漁場関係工事品質管理基準」の定めによらなければならない。
2. 受注者は、品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等を行わなければならない。なお、監督職員は、品質に疑いのある場合、品質確認に必要な試験等を指示することができるものとする。なお、それらに要する費用については受注者の負担とするものとする。
3. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「漁港漁場関係工事品質管理基準」に定める管理基準により難しい場合、事前に監督職員の承諾を得て、品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法を変更することができるものとする。
4. 受注者は、工事に使用する材料の品質管理を設計図書及び「漁港漁場関係工事品質管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に提出しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督職員の承諾を得た様式によるものとする。

### 1-2-7 出来形管理

1. 工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法は、設計図書及び「漁港漁場関係工事出来形管理基準」の定めによらなければならない。
2. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に定める施工管理により難しい場合、事前に監督職員の承諾を得て、工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法を変更することができるものとする。
3. 受注者は、工事目的物等の出来形管理を設計図書及び「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に提出しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督職員の承諾を得た様式によるものとする。
4. 工事目的物の出来形が設計図書及び「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に定める許容範囲を満足している場合は、設計数量どおり出来上がったものとする。

### 1-2-8 写真管理

1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真（電子媒体によるものを含む）に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期

等は、設計図書及び「漁港漁場関係工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。

2. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「漁港漁場関係工事写真管理基準」に定める施工管理により難しい場合、事前に監督職員の承諾を得て、工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等を変更できるものとする。
3. 受注者は、施工状況等の写真管理を設計図書及び「漁港漁場関係工事写真管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に提出しなければならない。なお、電子媒体を提出する場合は、原則としてCD-ROM又はDVD-Rにより提出しなければならない。記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、上記の他に、工事施工前と工事完成後の写真が比較できるように全景写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。  
 なお、事前に撮影方法、撮影箇所について監督職員の承諾を得ることとする。
5. 受注者は、必要に応じ、現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、貸与物件、現場発生品及び工事中の安全管理に関する確認のための写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、工事中に被災した場合、被災状況の確認のため、必要に応じ工事目的物等の全景及び部分の写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。
7. 写真はカラー写真とし、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認ができるように工夫して撮影しなければならない。なお、必要に応じ被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール及び箱尺等）を必要箇所に添えて撮影するものとする。
8. 写真には、必要に応じ、工事名、工種、測点番号、設計寸法、実測寸法及び略図等を記入した小黒板を入れて撮影しなければならない。なお、電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。（有効画素数100～300万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
9. 監督職員に提出する写真は、「電子化写真データの作成要領（案）」により整理しなければならない。アルバムの大きさはA4判程度とし、表紙には施工年度、工事名、受注者名を記入しなければならない。

写真は、施工順序に従って「漁港漁場関係工事写真管理基準」に示す撮影基準

ごとに各1枚を張付け、必要に応じて撮影箇所を記入するものとする。

10. 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用が出来るものとする。
11. デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の黒板情報電子化の推進について」（令和3年1月19日付け国港技第66号）に基づき実施しなければならない。

### 1-2-9 環境保全

1. 受注者は、環境保全のため、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年10月20日沖縄県条例第36号）、関係法令及び条例を遵守し、工事の施工により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び工事実施段階の各々で検討・実施しなければならない。
2. 受注者は工事の施工にあたって、工事現場及び周辺海域の自然環境、及び水生生物の生息環境及び生態、更に水産動植物の生育環境や生態、漁業の実態などを把握し、それらに影響しないよう施工方法を検討するとともに、漁場環境の創造・保全に資する効率的な施工方法の検討を行い実施しなければならない。
3. 受注者は、工事施工中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、監督職員に通知しなければならない。また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づき環境の保全に努めなければならない。
4. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。
5. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。  
受注者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル（社）日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。
6. 受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
7. 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第1

19号。「グリーン購入法」という。)」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するよう努めなければならない。

なお、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。

また、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。

#### 1-2-10 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日改正）」、「再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（港湾局建設課長通達、平成3年12月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）」、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（大臣官房技術調査課長通達、平成18年6月12日）（大臣官房公共事業調査室長通達、平成18年6月12日）」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。

### 1-2-11 創意工夫

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。

### 1-2-12 測量・調査

当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

### 1-2-13 潜水作業従事者

受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置しなければならない。

### 1-2-14 海上起重作業船団の船団長

受注者は、海上起重作業船団により作業を行う場合、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置しなければならない。

### 1-2-15 現場技術員

受注者は、設計図書又は打合わせ簿において、建設コンサルタント等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。この場合、監督職員から直接指示又は通知があったものと同等である。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告及び通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

## 第3節 安全管理

### 1-3-1 適用

1. 受注者は、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令

和元年9月2日付)」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月25日）」を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。

2. 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
3. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
4. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
5. 受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用する場合、関係法令に基づき安全対策を講じなければならない。特に、受注者は、路面を汚損したり、第三者に損害を与えることのないよう積載物の落下等の防止に努めなければならない。
6. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。
7. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。
8. 受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに電話等にて連絡をし、指示を受け、その後書面による通知をしなければならない。
9. 受注者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。
10. 受注者は、事故又は災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に電話等にて状況を連絡し、その後書面による通知をしなければならない。
11. 受注者は、足場の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成27年5月）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変

更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

12. 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に確認し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。
13. 受注者は工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査委、監督職員に報告しなければならない。
14. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物件を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については専用車全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
15. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

### 1-3-2 異常現象等への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。

- (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。
- (3) 異常個所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

### 1-3-3 安全教育及び安全訓練等の実施

1. 受注者は、工事施工中、現場に即した安全教育及び安全訓練等を工事着手後、作業員全員の参加により、毎月4時間以上の時間を割り当て、次に掲げる項目から実施内容を選択し安全教育及び安全訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実する事もできる。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 工事における災害対策訓練
- (5) 工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全教育及び安全訓練等としての必要な事項

2. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

#### 1-3-4 工事現場における連絡体制等

受注者は、複数の工事が相互に関連する建設現場では、各工事を安全かつ円滑に実施するため、監督職員及び他の受注者間との安全施工に関する緊密な情報交換を行わなければならない。また、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

#### 1-3-5 火薬類の使用及び火災の防止

1. 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。
3. 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。
4. 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
5. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるとともに、周辺の整理整頓に努めなければならない。

#### 1-3-6 事故災害報告

受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。

#### 1-3-7 鯨等に対する安全対策

鯨等に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と協議し、適切な対策を講じなければならない。